

## 第 83 回 吹田市個人情報保護審議会

日 時 令和 5 年 1 月 24 日 (火) 開会 14 時 00 分 閉会 16 時 00 分

場 所 吹田市役所 高層棟 4 階 特別会議室

案 件

### 1 案件

#### (1) 諮問案件

ア 留守家庭児童育成室入退室・保育料収納管理システムの税情報連携に伴う個人情報の保護について 【地域教育部 放課後子ども育成室】

イ 職員採用管理システム導入業務に係る個人情報の保護について 【総務部 人事室】

ウ クラウド型自動車予約運行管理システムに係る個人情報の保護について  
【総務部 総務室】

#### (2) 報告案件

ア 吹田市議会個人情報保護条例（案）の策定について 【議会事務局】

### 2 その他

#### <委員>

出席者：畠田 健治（会長） 河野 和宏（副会長） 豊永 泰雄 荒木 健児

宮前 正利 塩路 裕子 中西 清美 廣瀬 恵美子 小笠原 實

欠席者：河口 恵 平山 雄一

#### <実施機関（説明者）>

(1) 放課後子ども育成室 (参事) 国本 光弘 (係員) 堀 諒太

(2) 人事室 (統括参事) 竹本 和倫 (参事) 津田 真代 (主幹) 宮本 貴至  
(係員) 泉宮 美乃里

(3) 総務室 (室長) 新栞 明宏 (主幹) 湯川 武俊 (主査) 南野 宏明  
(主任) 桑野 徹也

(4) 議会事務局 (参事) 守田 祐介 (主査) 板津 知哉 (主任) 奥野 太一

#### <事務局>

市民部 (部長) 高田 徳也

市民総務室 (室長) 東田 康司 (参事) 川本 義一 (主幹) 井手本 治夫  
(主任) 中島 由美恵

<傍聴者>

なし

諮問案件ア 留守家庭児童育成室入退室・保育料収納管理システムの税情報連携に伴う個人情報の保護について	【地域教育部 放課後子ども育成室】
--	-------------------

## 1 諮問内容

### (1) 対象業務

留守家庭児童育成室入退室・保育料収納管理システム改修業務

### (2) 概要

#### ア 目的

現在、留守家庭児童育成室（以下「育成室」という。）に係る保育料・延長保育料については、市町村民税が非課税である世帯等を対象として減免を行っていますが、減免の申請に当たっては、減免の理由となる事実を証する書類として、課税証明書の添付を求めています。

また、現在、入室申請については、定員を超えた申請があった場合に、入室選考基準に基づいた選考を行っていますが、令和5年度に当該基準の改正を行い、入室の優先順位を決定する指標の一つに、市町村民税額の多寡を盛り込むことを検討しています。

このたび、個人番号利用事務系領域（以下「SJ ネットワーク」という。）上で運用している入退室や保育料等の収納管理を行うシステム（以下「本システム」という。）について、申請者の同意の下、SJ ネットワーク上で管理されている税情報と連携し、データ取得できるよう改修することで申請者の利便性の向上を図るものです。

#### イ 効果

課税証明書の発行には、手数料が掛かり、また、取得した課税証明書の提出作業には、来庁や郵送が必要となります。これらの税額確認に係る申請者の課税証明書発行時の経済的な負担及び課税証明書提出の物理的な負担の軽減に寄与します。

### (3) 諮問理由

留守家庭児童育成室入退室及び保育料収納管理業務において、現在、紙面にて処理している税情報について、新たに電算処理を行うことが吹田市個人情報保護条例第12条第1項に該当するため。

## 2 議事要旨

委員： 3業務の概要 4 (3)「データの持ち出しが必要な場合」の具体例とその場合の運用

について、説明をお願いします。

実施機関： 税情報については、本システムからの持ち出しを想定しておりません。4に記載の情報セキュリティ対策は、SJ ネットワークに関する対策のことであり、本システムもSJ ネットワーク上のシステムであることから、同様のセキュリティ対策を施すこととなります。

委員： 今回の税情報連携を行うと、課税証明書は提出不要になるのですか。

実施機関： 課税証明書の添付は、不要となります。

委員： 3業務の概要3(2)にあるバッチ処理は、情報を限定して取り込むという意味ですか。

実施機関： お見込みのとおりです。今回必要となるのは市町村民税になるので、市町村民税の税額に限ったものだけをバッチ処理します。

委員： 業務担当者に対し、ID、パスワードを付与するとありますが、複数名ということですか。

実施機関： 保育料収納管理システムは様々な用途に使用していますので、それらに関する業務を行う十数名に付与しております。

委員： 育成室に入れなかった子の情報というのはどうなるのですか。入室できなくても5年間、情報が残るのか、それとも入室できないことが決まった時点で削除されるのですか。

実施機関： 入室できなかった場合は、待機となります。待機となった場合は、枠に空きが出れば順番に入室することになります。この順番についても、税情報を基に、最終的には税の多寡で入る優先順位が決まりますので、情報を保持しておかないといけないと思っています。ただし5年間に過ぎれば、一旦削除します。

委員： 税情報とは、具体的にどのような情報ですか。

実施機関： 育成室を利用される子の世帯の税情報が必要になります。よって、父母の市府民税の所得割、均等割です。

委員： 課税証明書に記載のものということですね。

実施機関： お見込みのとおりです。

委員： 入室の優先順位を決定する指標に、市町村民税の多寡を盛り込むとありますが、これは税金の多い人を優先するのですか。

実施機関： まず、両親が働かれているという方について、子どもたちの放課後の居場所という形で学童保育があります。選考につきましては、父母の就労状況を確認させていただきます。パートタイムで3時間働いている親御さんと、フルタイムで働いている親御さんを比べると、やはりフルタイムで働いている親御さんを優先的に入室させるような基準になっております。

ただし、たくさんの子が入室を希望されるため、勤務時間も同じ、あるいは通勤時

間も同じ等、条件が同一の場合が多々あります。その場合は、最終的に判断する材料の一つとして、市町村民税の少ない方を優先するため、今回税情報を活用しようと考えております。

会 長： 就労状況については、申告によるのですか。

実施機関： お見込みのとおりです。

委 員： まだ検討中ではあるが、方向性としては、世帯収入が少ない人の方が優先されるということですね。

実施機関： お見込みのとおりです。

### 3 委員間協議

全員一致で同意する。

諮問案件イ 職員採用管理システム導入業務に係る個人情報の保護について

【総務部 人事室】

#### 1 諮問内容

##### (1) 対象業務

職員採用管理システム（クラウドサービス）導入業務

##### (2) 概要

###### ア 目的

職員採用試験の受験申込者（以下「受験者」という。）の利便性の向上及び本市人事室の職員採用試験事務担当者（以下「担当者」という。）の事務処理を正確かつ効率的に行うことを目的とします。

現行の職員採用試験は、受験者が本市「電子申込システム」にアクセスし、必要事項を入力することにより受験の申込を行います。担当者は、電子申込システムに入力された情報の CSV ファイルを、エクセル形式で作業環境に保存し、受験方法の案内や合格通知、合否判定に係る事務等、目的や対象者ごとにデータを加工しています。また、受験者への連絡は、原則として電子メールにより行っています。

これらの職員採用試験に係る一連の事務等の全てを一つのシステム内で管理しようとするものです。

同様のシステムは、豊中市、高槻市、茨木市、枚方市、交野市、守口市、大東市、八尾市、岸和田市、阪南市で導入されています。

## イ 効果

受験者にとっては、複数の就職活動を同時に行う中で、市からの連絡が原則、電子メールで行われるため、他の電子メールに紛れるなど、吹田市からの連絡が分かりにくいことや、筆記試験、面接等、複数の試験を行う中で、どの試験の受験を終えたか等のステータス管理が煩雑になる等の課題があります。

担当者は、試験区分（事務、技術、保育教諭など）や試験の種類（筆記試験、面接試験など）ごとにエクセル形式のデータを加工し、受験者への連絡や合否判定に係る資料を作成しています。このことにより、多くのエクセルファイルを作成することになり、作業が煩雑であり、かつ、正確を期す必要があるため、時間を要することが課題となっています。また、受験者への連絡は原則、電子メールを利用していますが、受験者の既読が確認できないため、受験者がメールを確認できていないことが分からないことも課題となっています。

職員採用管理システムを導入することによって、受験者は、一人ひとりに付与された ID、パスワードでアクセスする「マイページ」で、市からの試験の案内や自らのステータスを一目で確認できるようになります。このことにより、市からの案内の確認漏れやメールの受信トラブルによる未読を防ぐことができ、また、ステータス管理も容易になり、利便性が向上します。

担当者は、システム内での一括したデータ管理・処理により、正確で効率的に作業を進めることができます。また、受験者への連絡もシステムから行うことから、送付誤りの可能性が低くなり、加えて、既読確認の機能により、受験者の状況把握が容易となります。

## (3) 諮問理由

ア 毎年継続して行う職員採用試験における個人情報取扱事務について、新たに電子計算機処理を行うため（条例第 12 条第 1 項）

イ 原則として毎年、障がい者を対象とした職員採用試験を行うため、条例第 6 条第 2 項第 2 号にある「社会的差別の原因となるおそれのある事項」として、障がいの種類や等級等の情報を取り扱う。これらの情報は職員採用事務の目的を達成するために不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められることから、電子計算機処理を行うため（第 12 条第 3 項）

ウ 個人情報を取り扱う職員採用事務に係る電子計算機処理において、市以外のものと通信回線により電子計算機の結合を行うことが公益上特に必要であると認めるため（第 13 条第 2 項）

## 2 議事要旨

委員： 導入予定の職員採用管理システムにおいて、システムの不具合によるサービス停止やサービス提供上の未解決な課題が発生していないかについて、説明をお願いします。

実施機関： 導入を想定しているシステムの開発事業者によると、既に導入している他の自治体

において、システムの不具合によるサービス停止や未解決の課題は発生していないと  
のことです。万一、不具合が生じた場合は、開発事業者が検知し、24 時間以内に原因  
調査・対応を開始することとなっています。

委員： 例えば万一、不具合が生じた場合に、開発事業者が原因調査や対応を開始するのが、  
24 時間以内となると不具合を解消するのに二、三日以上かかる可能性もあると考え  
られます。そうした場合に、例えばエントリーの報告期限が決まっていて、その期限  
日に、システムが止まった場合など、何か大きく影響しそうなことはないでしょうか。  
もし影響しそうな場合があるなら、例えば、このシステムの入口である本市のホーム  
ページで、現在障害が発生していますなどと、メッセージを出したり、エントリー期  
限を延長したり、何らかの対策を打たないと駄目だと思います。システムは不具合が  
発生する可能性もあるので、そのような対策を整理していた方がいいと思います。

実施機関： 現在も試験の状況をホームページで公表したり、メールで通知したり、必要によっ  
ては電話で受験者に電話連絡したりというケースがあります。

不具合が発生すれば、事業者に対応してもらいますが、対応に時間を要することに  
なれば、期限延長などの対応を検討していきたいと思います。

委員： データセンターはどこですか。

実施機関： 開発事業者が持っており、セキュリティの関係上、関東に 1 台、西日本に 1 台とい  
うところまでは、聞いております。

委員： 開発事業者はどこですか。

実施機関： 見積書をとったのは、〇〇です。

委員： まだ決定していないということですか。

実施機関： 契約事務については、来年度予算で行う形となり、決定していません。

委員： 13 条 2 項の市以外のものとの結合で諮問しているが、市以外のものというのは、一  
つは受験者、もう一つは開発事業者ということですか。

実施機関： いいえ。開発事業者のみです。

委員： 事業者が決まってないのなら、審議会として意見を言いにくいのではないですか。

実施機関： 事業者と契約する際には、3 業務の概要 4 情報セキュリティ対策で示している、  
データセンターの安全対策を一定の基準で担保したところでないと契約しないと考  
えております。データセンターには、一定の基準があり、ある一定以上の認証を得て  
いる業者を選定したいと考えています。

会長： 市の業者選定の基準はありますか。

実施機関： 契約するにあたって、一定の基準をクリアして認証を取得している事業者と契約す  
る仕様書にする予定です。市では、予算を計画し、その予算に議会の議決をいただく  
ので、予算が承認されてから事業者の決定となります。よって、特定の事業者を先に  
決めた契約はできません。あくまでも仕様書で一定の基準を定め、入札や見積り合

わせを行い、その中で業者選定していくことになります。

委員： 決定した事業者と結合するために意見を聞くのはまだわかりませんが、問題ない事業者と結合するので、意見をくださいと言われたら、問題ないですとしか答えられないので、順番が違うのではないかと考えます。決定してから意見を聞かれるのはわかりませんが、決定する前は、難しいと思います。

事務局： 予算が議会で審議されるに当たり、システムを導入することについて、個人情報の取扱いや安全性について、事前に審議会に諮問し、審議していただくというのが基本的な流れです。この審議会に諮る際には、事業者は確定していませんが、概ね内容が固まった段階での御審議をお願いしているところです。

委員： そうであれば、その仕様書を資料として提出し、審議に諮るのが、必要ではないでしょうか。

委員： 吹田市が既に契約しているデータセンターにシステムを入れるのではなく、今回新たに契約するならば、仕様書を見ないと判断できないのではと思います。事業者が決定していなければ、仕様書を提出して欲しいと思いました。おそらく、I SMSが入っている、プライバシーポリシーを行っているなど基準を設けた仕様書になるという予想はできますが、仕様書がないので意見が言えません。口頭でいいので、現時点の仕様について、教えてもらえることはありますか。

実施機関： 安全対策の基準は、ティア3相当以上を求めます。ティア3とは、日本データセンター協会が定めるデータセンターのサービスレベル4段階のうち、上から2番目です。その基準を取得するには、耐震性のある建物、バックアップの基準等、様々な基準をクリアしなければなりません。セキュリティについては、サーバー室の出入り等の確認、無停電電源供給が何時間稼働できなければならない、という基準もあります。ただ、仕様書としては、これから決めるところもあります。

委員： 入札ですか。随意契約ですか。

実施機関： 同等規模の他市町村での実績もありますので、可能であれば、随意契約を行いたいと考えております。

委員： 契約の条件は、まだ決まっていない状態ですか。セキュリティ対策、会社の信頼性信用性、あるいは資本規模等です。

事務局： システムを市で導入する際には、システム化計画を情報政策室に提示します。その計画を一定クリアすれば、予算措置を計っていきます。予算がつくと、情報セキュリティポリシーに基づいた内部監査措置として、稼働前審査を行います。そこで、先ほど実施機関から説明したような基準をクリアしているか審査を行います。情報セキュリティ上の安全対策としては、このようなフィルタを通っています。

委員： 契約で気になったのですが、吹田市側は監督しますか。

実施機関： お見込みのとおりです。

委員： 事業者に丸投げするのではなく、報告を求めること等を盛り込んだ契約にしますか。

実施機関： 仕様書には、セキュリティ対策として、操作ログを取得し、管理できるような内容を記載します。

事務局： 個人情報を取扱う委託契約を締結する場合は、保有個人情報の取扱いに係る特記事項を契約内容に含めます。秘密保持契約や管理責任者の届け出等です。

委員： 同様のシステムが豊中市等に導入されているとあるが、同様のシステムというのは、〇〇のシステムを導入しているということか。

実施機関： お見込みのとおりです。

委員： 合格者のデータを永年保存するとあるが、合格し辞退された方も永年保存ということですか。

実施機関： 永年保存するのは、合格し、職員となった方のみです。

### 3 委員間協議

全員一致で同意する。

ただし、業者の選定においては、情報セキュリティ面では、市が求める水準以上のセキュリティ対策が確保されていること、財務面においても、長期的に安定した経営が見込まれることを条件に業者を選定することを要望する。

諮問案件ウ クラウド型自動車予約運行管理システムに係る個人情報の保護について

【総務部 総務室】

#### 1 諮問内容

##### (1) 対象業務

クラウド型自動車予約運行管理システム（以下「システム」とする。）を用いた共用自動車の予約・運行管理業務

##### (2) 概要

###### ア 目的

職員が業務で庁舎外へ出張する際に運転する自動車は、総務室が所管する22台の車両を共用しており、これを共用自動車と呼んでいます。

共用自動車の利用を希望する職員は、自席のPC（SA 端末）から、各種予約やスケジュールを管理するグループウェアで予約し、また、キャンセル待ち予約を入れるときは総務室に電話連絡をします。これを受けて、総務室担当者が状況に応じて配車しています。

共用自動車を利用する際には、紙媒体で利用申請書を提出し、また、利用を終えた後は、利



用報告書を提出しています。

これらの一連の作業を電子化するとともに業務を簡略化し、かつ、共用自動車の利用に関する情報を一体的に管理するため、システムを導入します。

#### イ 効果

(ア) 共用自動車の予約、利用申請、利用報告が基本的に PC ですべて行えるようになるため、手続きが簡便になり、業務時間の削減につながるとともに、ペーパーレス化が実現します。

(イ) 共用自動車に搭載する通信機器から、当該車両の位置情報や走行距離、急ブレーキなどの情報がシステムに送られ、自動的に記録されます。この情報を用いることで、利用報告書の提出が原則不要になるほか、ドライバーに安全運転に関する注意喚起を行うことができます。また、各車両の利用頻度に関する統計データから、自動車の保有台数を適正化する目安となる情報を得ることができます。

#### (3) 諮問理由

システム導入において氏名・所属室課とともに運転免許証の情報を取扱うことが、条例第 12 条第 1 項に該当します。

また、前述の情報には免許証の条件欄の情報も含まれますが、共用自動車の事務改善のために必要であり、セキュリティ対策を講じることで個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと考えるため、同第 2 項第 2 号を満たし、同第 3 項に該当します。

さらに、システムの基盤としてのクラウド利用は、事務改善を目的としたものであり、公益上必要であることから、条例第 13 条第 1 項第 2 号を満たし、同第 2 項に該当します。

以上のことから、審議会の意見を聴かなければならないため、審議に諮るものです。

## 2 議事要旨

委員： 参考 1 の現行の①利用申請書の報告項目の「目的」及び②-2 利用報告書の報告項目の「燃料残量」、「給油量」、「駐車場利用」は、システム導入後も管理項目になりますか。

実施機関： 現段階では次の運用を想定しています。

「目的」について、システムではこれに代わり、予約時の入力項目に「利用用途」「行き先」が入力できるようになっています。脱炭素化に向けて公用車の利用を最適化していくため、利用の妥当性を事前に確認することは重要ですので、入力必須とする予定です。

「燃料残量」は、給油時期を知る目安として便利であることから、現在は報告必須としています。今回導入するシステムにおいては、原則として入力不要とし、燃料残量が残りわずかである場合のみ、「燃料残りわずか」と備考欄に入力してもらうこととします。

「給油量」は、システムにおいては任意で入力可能な項目となっています。集計のため、給油を行った場合のみ、「給油量」を入力してもらうこととします。

「駐車場利用」は、料金の精算の際の事実確認のため、現在は申請書にチェック欄を設けています。システム導入後は、利用した場合のみ、備考欄に「駐車場利用」と入力してもらうこととします。

委員： 総務部総務室がシステムのアカウントの登録、削除を実施するのですか。

実施機関： お見込みのとおりです。総務部総務室の担当者が、安全運転管理者から指定を受けた者として、アカウントの登録、削除を実施します。

委員： 会計年度任用職員もアカウントの登録の対象となりますか。

実施機関： 会計年度任用職員であっても、運行責任者が認める者については、運転資格者となるため、アカウントの登録の対象となります。

委員： 人事異動や退職等で職員がドライバーとしての登録を希望しなくなった場合の免許証情報の削除の運用について、説明をお願いします。

実施機関： システムに新たに登録する者、削除する者について、各室課から報告を受け、総務部総務室の担当者が、システムの管理者用の操作画面から削除を実施します。システムの内部ではドライバーの一覧がデータベースで管理されており、当該レコードを削除することで、免許証を含め運転者の情報がすべて削除されます。

報告をどのように受けるかについては現在検討中ですが、室課単位で、運行責任者から、電子的な手段を用いて報告を受けることを想定しています。

委員： 利用予約する端末は、職員個人の私物の端末でもよいということですか。

実施機関： 基本的に職員自席の PC (SA 端末) を想定していますが、私物のスマートフォン等でも利用可能です。

委員： 車両の位置情報は、個人のアカウントと紐づいていれば個人情報になるのではないのですか。

事務局： 個人と紐づいていれば、個人情報になります。

実施機関： 位置情報は、個人のアカウントと紐づきます。

委員： では、取り扱う個人情報に追加し、管理してください。

実施機関： はい。

委員： 従前は、日報で管理していたのですか。

実施機関： お見込みのとおりです。

委員： 他の自治体の日報を、情報公開請求し、見たことがあります。吹田市でも情報公開請求があれば、公開する書類になりますか。

実施機関： お見込みのとおりです。

委員： 参考資料で提示されている、〇〇というサービスを利用する予定ということですか。

実施機関： 現段階では、見積りを取得したところですが、この事業者でなくても同等のサービ

スを利用する予定です。

委員：このようなサービスを提供している事業者は、どれくらいあるのですか。

実施機関：テレマティクス、車両の運行管理等のサービスを、クラウドを用いて展開している事業者は何社かあります。今回参考で提示した事業者のサービスを導入している自治体もあります。

委員：この事業者は一例で、同様のサービスを提供している事業者複数から、入札で決定するということですね。

実施機関：お見込みのとおりです。

### 3 委員間協議

全員一致で同意する。

ただし、情報セキュリティに配慮した業者を選定することを要望する。

報告案件ア 吹田市議会個人情報保護条例（案）の策定について

【議会事務局】

実施機関より、吹田市議会個人情報保護条例（案）を策定するに至った背景、同条例（案）の作成に当たっての考え方及び吹田市個人情報の保護に関する法律施行条例との整合性等について説明がありました。